

子育て支援医療証について

制度について

申請し該当すると、18歳以下（18歳到達後の3月31日まで）のお子様の医療費が助成される制度です。子育て支援医療証はお子様の住所地で申請し、発行されます。

医療機関の窓口で
健康保険証と一緒に提示

受診

費用精算の際に
医療費が助成



助成内容

- ◆ 外来 : 無料 ※薬の容器代は実費負担
- ◆ 入院 : 無料 ◆調剤 : 無料 ◆訪問看護 : 無料
- ◇ 入院時食事代 : 460円（1食につき）※低所得者には健康保険制度にて軽減措置あり（申請必要）
- ◇ 入院時差額室料、病衣代 : 実費負担

留意点

- 必ず健康保険証と一緒に提示してください。健康保険証がない場合はご使用できません。
- 保険適用外の医療費に対しては、子育て支援医療証もご使用できません。
- 入院や手術などの高額な医療費が発生した場合、**高額療養費の請求を行う必要があります。あらかじめ限度額適用認定証を申請しておく**と自己負担限度額内で精算されます。

申請先：社会保険加入者⇒勤務先 朝日町国民健康保険加入者⇒朝日町役場

- 県外で受診された場合は後日還付されますので、以下を健康福祉課までご持参ください。

持ち物：①健康保険証 ②子育て医療証 ③領収書 ④印鑑 ⑤保護者名義の通帳

必要な届出事項

以下のような場合は届出が必要になりますので、健康福祉課までご連絡ください。

- お子様の健康保険証が変更になったとき
（健康保険の種類、記号番号、保険証の被保険者等に変更があったとき）
- お子様・被保険者の氏名、住所等を変更したとき

問合せ/朝日町役場 健康福祉課 子育て支援係（電話：0237-67-2132）

H31.4.1版

子育て支援医療証の有効期限について

子育て支援医療証には有効期限があります。

有効期限が切れる前に、新しい子育て支援医療証を役場から郵送します。

期限切れの子育て支援医療証については、必ず破棄してください。

お子様の医療費について

お子様にかかる医療費の自己負担部分を子育て医療証で助成しています。

未就学児（0～6歳）

保険者負担（8割）	子育て支援医療証適用 自己負担（2割）
-----------	------------------------

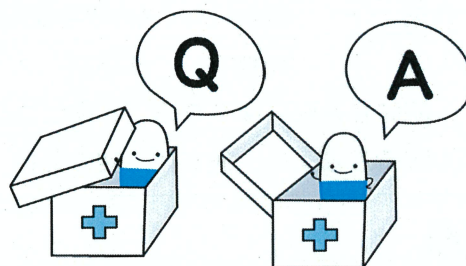
小学生以上～70歳未満

保険者負担（7割）	子育て支援医療証適用 自己負担（3割）
-----------	------------------------

中学生以下の医療費助成事業は、山形県と朝日町が共同で行っています。

医療費の過度な増大を抑えるために、適正な医療機関の受診にご協力をお願いします。

こんな時は???



Q. 県外の医療機関を受診することになった

A. 子育て支援医療証は県外ではご使用できません。

一旦自己負担で精算していただきますが、後日役場へ領収書等必要書類を提出し手続きすれば還付されます。（決定まで約2～3ヶ月かかります）

Q. 子どもが入院（手術）することになった

A. 入院や手術などで高額な医療費が発生した場合、高額療養費の請求を行う必要があります。該当者の方へは後日役場から通知を送付いたします。

あらかじめ限度額適用認定証を申請しておくことで自己負担限度額内で精算されます。

問合先：社会保険加入者⇒勤務先 朝日町国民健康保険加入者⇒朝日町役場

Q. 医療費控除になるの？

A. 子育て医療証を適用し支払った医療費については、医療費控除の対象外です。

入院時の食事代等は対象となります。